

組織整備に伴う女川原子力発電所／東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

2021年3月12日
東北電力株式会社

1. 組織整備(概要)

▶ 組織整備に伴い、関連する保安規定の条文の変更を行う。

【主な変更点】

・ 女川原子力発電所・東通原子力発電所 共通

変更概要① 本店組織における「原子力技術訓練センター所長」を「原子力人財育成課長」に名称変更

・ 女川原子力発電所

変更概要②-1 「総務部 警備課長」から「技術統括部 核物質防護課長」に名称変更

変更概要②-2 「輸送・固体廃棄物管理課長」の職務における燃料の運搬に関する業務を、
「原子燃料課長」の職務に変更

変更概要②-3 記載の適正化 女川第2編 第205条（保安に関する職務）

・ 東通原子力発電所

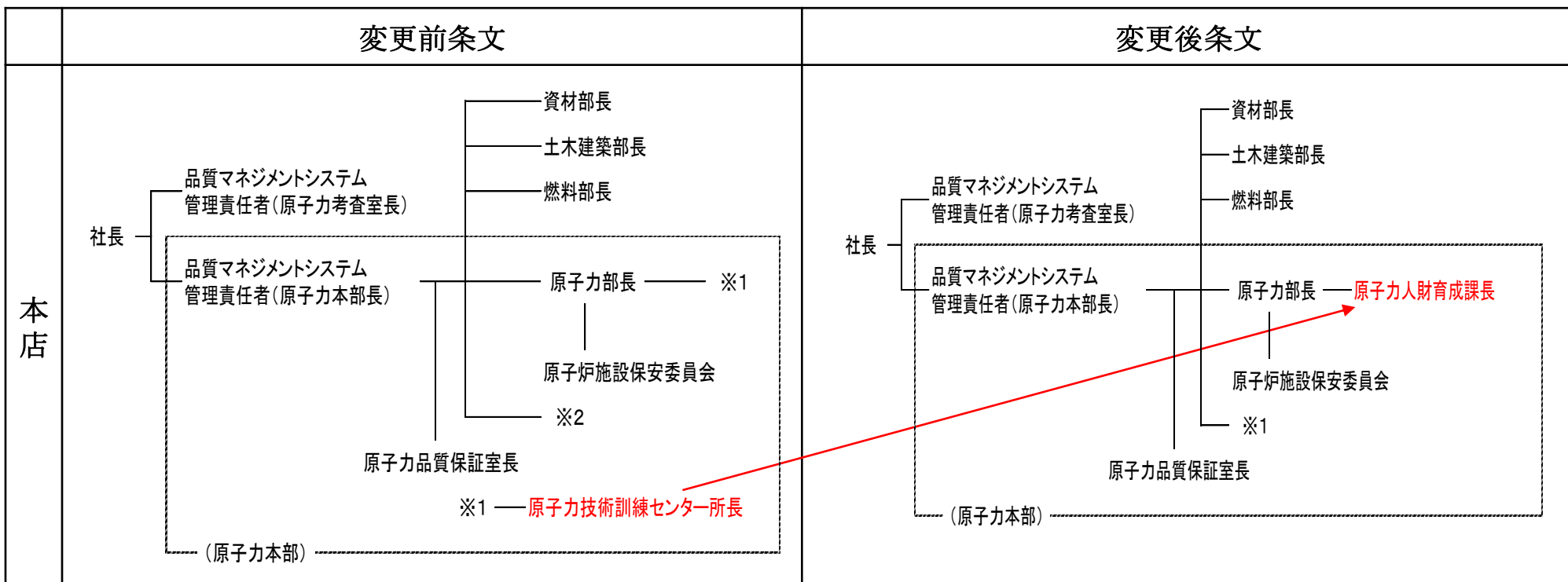
変更概要③ 「警備課長」から「核物質防護課長」に名称変更

1. 組織整備(概要)

変更概要① 本店組織における「原子力技術訓練センター所長」を「原子力人財育成課長」に名称変更

女川第1編，東通における保安規定第4条（保安に関する組織），第5条（保安に関する職務），ならびに女川第2編における保安規定第204条（保安に関する組織），第205条（保安に関する職務）について名称変更を行う。

(例) 女川第1編第4条（保安に関する組織） 女川第2編204条，東通第4条（保安に関する組織）も同様



1. 組織整備(概要)

女川第1編，東通における第5条（保安に関する職務），および女川第2編における第205条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。

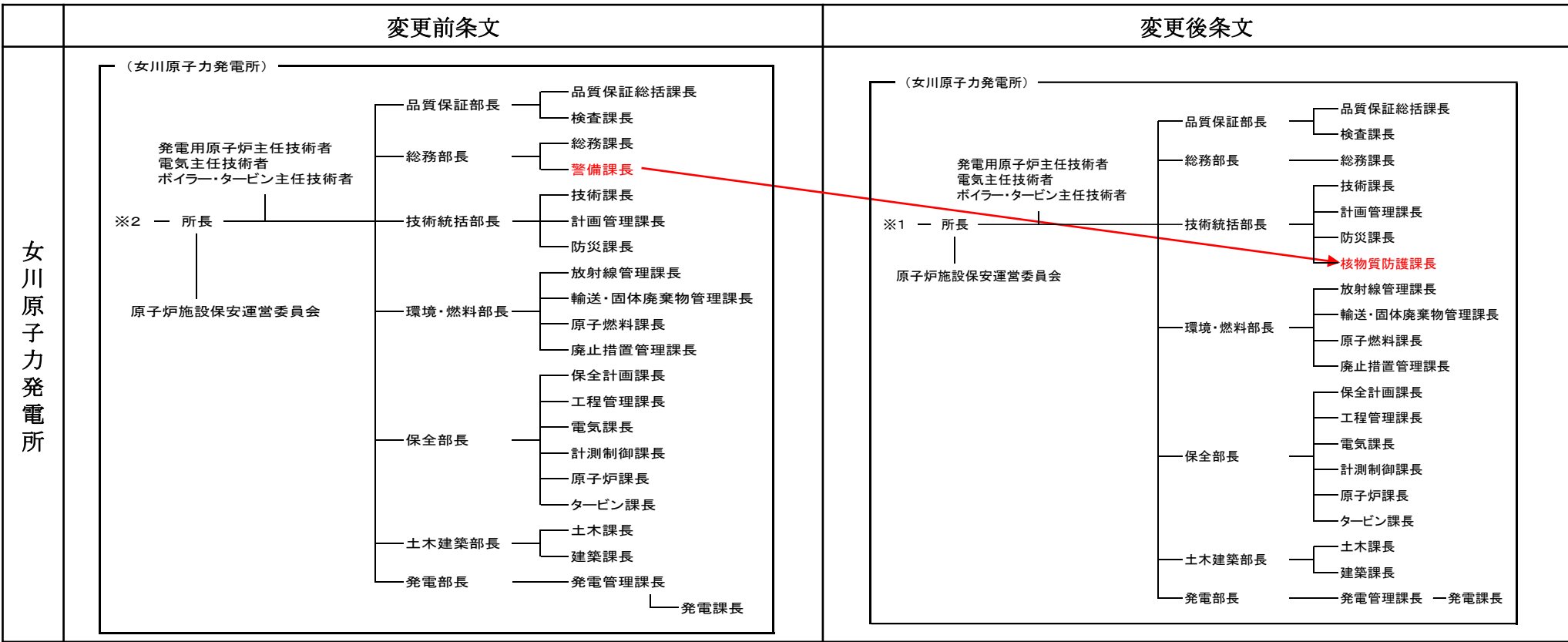
	変更前条文	変更後条文
原子力技術 訓練センター所長	・教育・訓練（保安教育を除く。）の総括 に関する業務を行う	・記載削除
原子力人財育成課長	—	・教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に 関する業務を行う

1. 組織整備(概要)

変更概要②-1 「総務部 警備課長」から「技術統括部 核物質防護課長」に名称変更

女川第1編における保安規定第4条（保安に関する組織），第5条（保安に関する職務），ならびに女川第2編保安規定第204条（保安に関する組織），第205条（保安に関する職務）について名称変更を行う。

(例) 女川第1編第4条（保安に関する組織） 女川第2編204条（保安に関する組織）も同様



1. 組織整備(概要)

女川第1編第5条，女川第2編第205条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。

	変更前条文	変更後条文
総務部長	・総務課長 <u>および警備課長</u> の所管する業務を統括する	・総務課長の所管する業務を統括する
技術統括部長	・技術課長，計画管理課長，および防災課長の所管する業務を統括する	・技術課長，計画管理課長，防災課長，および <u>核物質防護課長</u> の所管する業務を統括する
総務部 警備課長	・ <u>保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う</u>	・ 記載削除
技術統括部 核物質防護課長	—	・ <u>保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う</u>

女川第1編第5条および，女川第2編第205条（保安に関する職務）の変更を踏まえ，関連する保安規定条文の変更を行う。

女川第1編	女川第2編	タイトル	変更内容
第98条	第298条	保全区域	「警備課長」 → 「核物質防護課長」
第99条	第299条	周辺監視区域	〃

1. 組織整備(概要)

変更概要②-2

「輸送・固体廃棄物管理課長」の職務における燃料の運搬に関する業務を、「原子燃料課長」の職務に変更
 女川第1編第5条, 女川第2編第205条(保安に関する職務)について下記のとおり変更を行う。

	変更前条文	変更後条文
輸送・固体 廃棄物管理課長	・ 燃料の運搬および 放射性廃棄物(固体)の管理に関する業務を行う	・ 放射性廃棄物(固体)の管理に関する業務を行う
原子燃料課長	・ 炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う	・ 炉心性能管理および <u>燃料の管理</u> に関する業務を行う

女川第1編第5条, 第2編第205条(保安に関する職務)の変更を踏まえ, 関連する保安規定条文の変更を行う。

女川第1編	女川第2編	タイトル	変更内容
第80条	第280条	新燃料の運搬	「輸送・固体廃棄物管理課長」 → 「原子燃料課長」
第86条の2	第286条の2	使用済燃料の運搬	〃

変更概要②-3

記載の適正化 女川第2編 第205条(保安に関する職務)
 廃止措置における「発電課長」の職務について, 燃料の取扱いがないことから, 「燃料取扱いに関する職務」の記載を削除する。

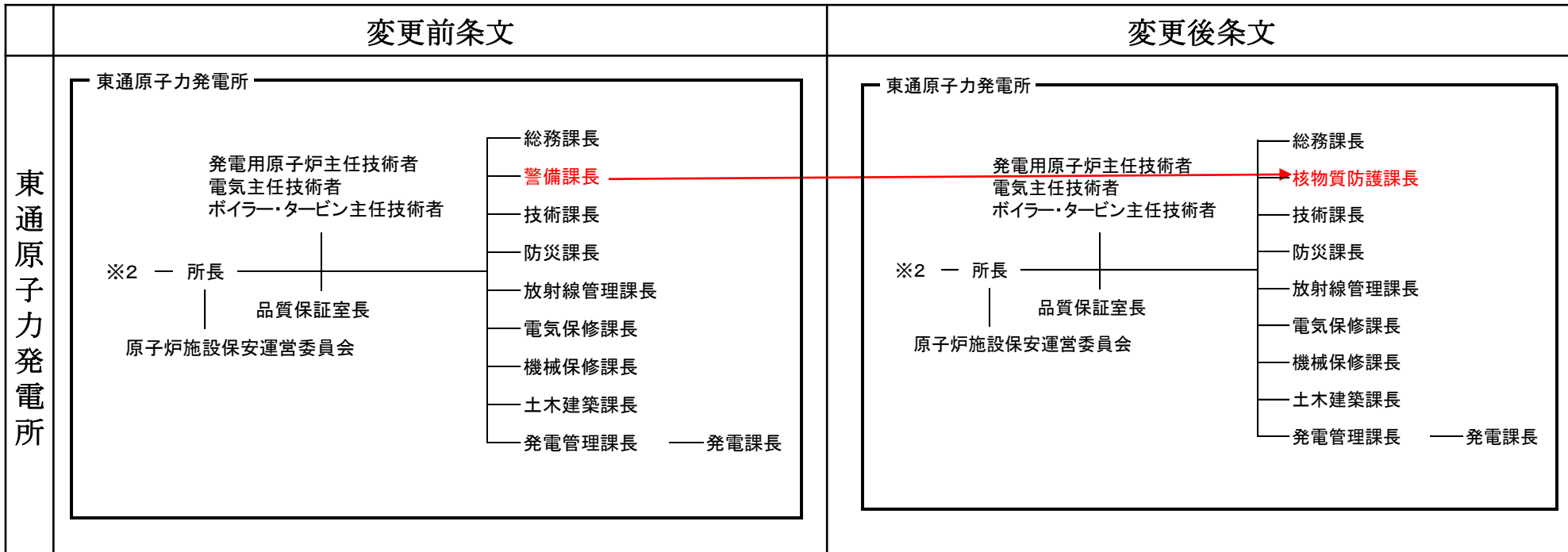
	変更前条文	変更後条文
発電課長	・ 原子炉施設の運転 <u>および燃料取扱い</u> <u>(輸送・固体廃棄物管理課長および原子燃料課長所管業務を除く)</u> に関する当直業務	・ 原子炉施設の運転に関する当直業務

1. 組織整備(概要)

変更概要③ 「警備課長」から「核物質防護課長」に名称変更

東通における保安規定第4条（保安に関する組織）および、第5条（保安に関する職務）について名称変更を行う。

(例) 東通第4条（保安に関する組織）



第5条（保安に関する職務）について下記のとおり変更を行う。

	変更前条文	変更後条文
警備課長	・ 保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う	・ 記載削除
核物質防護課長	—	・ 保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う

1. 組織整備(概要)

第5条（保安に関する職務）の変更を踏まえ、関連する保安規定条文の変更を行う。

東通	タイトル	変更内容
第97条	保全区域	「警備課長」 → 「核物質防護課長」
第98条	周辺監視区域	〃